

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>・指扇北小の通学路である「秋葉通り」と、中釘自治会館から指扇北小の正門につながる道路は、歩道が整備されておりません。近年車の通行量が増え、制限速度(30キロ)を守る車もほとんどなく、非常に危険なため、改修していただきたい。</p> <p>・秋葉神社から峰岸団地に抜ける湿地帯を走る道路は、幅員が2.7～3.15mほどしかありません。児童には危険が多いため、事故が起きる前に改修を進めていただきたい。</p>	<p>歩道の整備につきましては、沿線権利者の方々のご協力をいただき、新たに用地を確保するなど多くの時間と費用がかかるものであり、まだ市内では十分な整備水準とは言えない状況です。</p> <p>そのため、本市では、市街地の幹線道路などで歩行者の通行が多く、歩道が設置されていない区間を優先して整備を進めております。</p> <p>当該区間の秋葉通りにつきましては、現在のところ歩道整備の予定はございませんが、現道内での危険な箇所について、ボールの設置やグリーンベルトなどの路面表示等の対策を西区役所くらし応援室にて検討してまいります。また、車両の制限速度違反などの危険な状況については、この地域を所管する大宮西警察署へ情報提供いたしました。</p> <p>当該道路につきましては、現在事業を進めている「秋葉の森総合公園」の事業計画地内となっております。抜本的な改修を行うには、公園整備を行うために河川、道路を含めた一体的な整備が必要ではありますが、整備の実施までには時間を要することから、公園整備の所管課と調整を行った結果、今年度、道路冠水を解消するための道路整備を先行して実施する調査・設計を行いたいと考えております。 【建設局土木部道路環境課/西区役所くらし応援室】</p>
2	<p>中釘湿地帯では、かつては葦原火災から太陽ヶ丘団地も類焼する火災事故が発生しました。その後、団地に隣接する部分について、年1回伐採をしていただくようになり、安心感は増えています。</p> <p>当該湿地帯につきましては、スポーツ公園が計画されているという話もありましたが、十余年経過した今も進展がありません。現状を放置することなく、ぜひとも、土地の有効利用と環境整備・住民福祉につながるメリットが大きい植物園や散策路等を整備され、葦原の現状を改善促進していただきたい。</p>	<p>草刈の現状についてお答えいたします。</p> <p>今回ご質問の中釘湿地帯につきましては、都市局都市計画部都市公園課では、秋葉の森総合公園整備計画に基づき取得した公園予定地の草刈等の管理をしております。</p> <p>そのため、都市局都市計画部都市公園課が所有する公園予定地以外の土地については民有地の為、草刈等の管理を行うことはできません。</p> <p>民有地につきましては、その所有者等の責任において管理されるべきものであることから、現地の状況に応じて「さいたま市空き地の環境保全に関する条例」や「さいたま市火災予防条例」に基づき、適切に対応してまいります。</p> <p>今後は、隣接する指扇辻川の河川改修計画等を考慮し、緑に囲まれた良好な自然環境の中で、貴重な動植物を保護しつつ、自然と共存できる公園として整備を進めていく方針です。</p> <p>なお、秋葉の森総合公園整備計画のエリア外については、計画を見直しの上新たに土地取得を行う予定はございません。</p> <p>区役所では、過去に当時の自治会長さんからご相談をいただき、「空き地の環境保全に関する条例」に基づいて所有者へ指導を行いました。一部の所有者を除いて改善がみられない状況でした。</p> <p>先日、あらためて現地を確認させていただきましたが、区役所では、「空き地の環境保全に関する条例」に基づき、所有者に対して雑草の除去等の必要な措置を講じる指導を行い改善が図られるよう努めるとともに、枯れ葦原など火災の発生の危険性もありますので、西消防署と連携して対応してまいります。 【都市局都市計画部都市公園課/環境局環境共生部環境総務課/消防局予防部予防課/西区役所くらし応援室】</p>
3	<p>西新井地区の投票所が区役所ですが、内野本郷自治会館に変更できないでしょうか。予算措置を講じる、あるいは法律を改正する、というような必要はないでしょうか、やれるところからやっていただきたい。</p>	<p>投票所の変更につきましては、西新井地区が属する投票区域(第3投票区)から内野本郷自治会館を投票所とする投票区域(第4投票区)に変更する手続きが必要となります。</p> <p>投票区域の見直しにあたりましては、その地域性(自治会区域)や各投票区域に属する有権者数のバランス等に加え、選挙を公正かつ適正に執行し、有権者の利便性やサービス低下を招かないよう配慮しているところでございます。</p> <p>しかし、現在、西区内の投票所において、大規模投票所(有権者数のバランスの不均衡)があることや区画整理事業等による有権者の増加等の問題もあり、投票区域の見直しが必要であると認識しております。</p> <p>また、国では、平成26年5月から「投票環境の向上方策等に関する研究会」を開催し、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的方策等について検討を進めており、その一つに「選挙当日における投票区外の投票所において投票できること」が検討されているほか、選挙で投票できる年齢である「選挙権年齢」が、現在の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられる見通しとなっていることから、各投票区域の有権者数の増加も見込まれております。</p> <p>こうしたことから、国の動向にも注視し、区民の皆様が、より投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を目指し、住民の皆様の意見を聞きながら、慎重に投票区域の見直しを検討してまいります。 【西区役所区民生活部総務課】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	<p>東部ブロックでは、毎年6自治会合同の防災訓練を10月に行っており、体験学習の一部として、子どもたちにも人気で毎年予約をお願いしておりますが、予約が取れない状況です。さいたま市では1台しか起震車を保有しておらず、市の行事が優先されるとのことです。住民の防災学習の観点からも、起震車の増車を要請します。</p>	<p>ご質問にありますとおり、消防局では1台の起震車を保有しており、派遣依頼に基づき各種訓練へ参加しているところですが、希望日が重複すると予約が取れないこともあり、また、例年9月から11月の期間には、各地域において訓練が盛んに行われることから、利用が集中する状況にあります。</p> <p>消防局といたしましても、より多くのニーズに応えるため、増台に向けた検討を行っているところですが、財政状況や運用方法などの諸課題も多く、早期に導入することは困難な状況にあります。</p> <p>今後も引き続き増台に向けた検討を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、9月から11月の期間以外は、比較的予約が取りやすくなっており、時期をずらしてのご利用につきまして、ご検討をお願いいたします。</p> <p>また、西区役所では本年7月7日火曜日に馬宮コミュニティセンターで開催する防災研修会において、起震車による大地震体験訓練を予定しておりますので、多くの区民の皆様にご足運んでいただきたいと思います。</p> <p>【消防局予防部予防課/西区役所区民生活部総務課】</p>
5	<p>西大宮駅と指扇駅の間にある踏切について、電車がホームに着く前から遮断機が下りてしまい、踏切を通過するまで上がりません。これは、激しい渋滞の要因にもなっています。また、遮断機が上がってから、一斉に動き出すため、歩行者や自転車利用者が非常に危険な状況です。昨年度のご回答では、「JRに対して強く要望し、立体交差も含めて検討していく」というものですが、いつも具体的な話がありません。日程等、数字で示すようお願いいたします。</p>	<p>当該区間の中で西大宮駅に最も近い「第四踏切」につきまして、平成25年度の対話集会において拡幅の要望があったことから、その後の状況把握を兼ねて、現地を確認いたしました。午後の時間帯ではありましたが、遮断機の下りるタイミングを観察したところ、遮断機は、電車がホームに進入した時点では下りておらず、単線になるポイントが切り替わった時点（発車の1分前）で、下りていました。</p> <p>踏切の拡幅につきましては、本市が加盟している「JR川越線整備促進協議会」の要望活動として、及び埼玉県「鉄道整備要望」を通して、強く要望しているところですが、JRから回答がない状況でございます。</p> <p>また、立体交差につきましては、都市計画道路が計画されておりますが、用地の確保が必要なことから、時期は未定でございます。</p> <p>なお、遮断機の時間短縮につきましては、地域からの要望であることを踏まえて、所管課を通して要望してまいります。</p> <p>【西区役所区民生活部総務課】</p>
6	<p>側道の南側では雨天時に数か所で水たまりができ、歩行に支障が出ています。以前に補修されたが改善されておられません。再度、嵩上げの補修を要望します。</p>	<p>所管である国土交通省大宮国道事務所大宮出張所へ道路改善の要望をしたところ、修繕します、ということでした。ただ、具体的な説明がなかったため、何かご要望がございましたら、西区役所くらし応援室までご連絡をお願いいたします。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
7	<p>昨年度も同様の要望を提出しておりますが、指扇駅北口線路際道路（JR敷地内を含む）はゴミの散乱が常態化しています。</p> <p>駅の構造上の問題かもしれませんが、上りホームの両端10～20mに壁がなく、ゴミが投げ込まれる光景も何度も目撃されています。ゴミが捨てられていると、そこにまた捨てられるという悪循環になっています。</p> <p>また、駅前ロータリーの開発に伴った住民移転により、住民の減少や高齢化世帯が集中する事情もあり、善意による清掃及び除草も手に負えない状況となっております。</p> <p>具体的な方策はないのかもしれませんが、何とか改善していただきたい。</p>	<p>本市においては、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」を定めており、市内の道路や公園などの公共の場所においては吸い殻や空き缶などのポイ捨ては禁止しております。</p> <p>環境局資源循環推進部資源循環政策課で5月19日に指扇駅北口周辺を現地調査したところ、ごみのポイ捨てが散見されましたので、道路上の清掃活動を行い、同日、JR指扇駅に敷地内の清掃及びネットフェンスへの啓発看板の設置を依頼しました。</p> <p>ポイ捨ては、個人のモラルに依る部分が大きいので、今後も市報への定期的な掲載等の広報活動、啓発看板の設置等を通じ、市内全体のモラル向上を図ってまいります。</p> <p>また、西区役所くらし応援室としまして、先日、地元自治会において行っていた草刈りのゴミの処分も含め今後も関係各課と連携して対応してまいります。</p> <p>【環境局資源循環推進部資源循環政策課/西区役所くらし応援室】</p>
8	<p>下宝来自治会管理区域には、縦横に水路が張り巡らされています。水路柵内は、コンクリートで固定化された場所と固定化されていない場所が混在し、水路柵内の除草活動は危険を伴います。また、一部の水路では、個人が柵を加工し、出入り用の扉を設置するなど、自らの庭のごとく利用している世帯もあり、除草をさせてもらえない等、対応に苦慮しています。</p> <p>コンクリートでの全箇所固定化を希望しますが、困難であれば一斉除草後に防草シートで覆うなどの対策をお願いします。また、管理区域内の葎野公園も一般住民が除草を実施するには危険な箇所があり、合わせて対策をお願いします。</p>	<p>下宝来自治会様からのご提案である「排水路のコンクリート固定化」につきましては、雑草対策の有効手段であると当課も認識しております。</p> <p>しかしながら、土地の境界問題や雨水の地下涵養等の観点から当課では「排水路のコンクリート固定化」に代わる「防草シートの設置及び砂利敷きの実施」で雑草対策を推進しております。</p> <p>なお、建設局北部建設事務所下水道管理課では下宝来自治会様の区域にある排水路をはじめ、北部建設事務所管内の排水路の相当数を管理しており、緊急性の高い箇所から雑草対策を順次進めておりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>【建設局北部建設事務所下水道管理課】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
9	<p>空き家対策特別措置法が、本年2月26日に施行されましたが、扇通りに面した、さしおぎ団地自治会東側においても「危険な空き家」が長期間放置状態です。倒壊の危険性、防災・防犯上また環境衛生上において、1軒でもありと近隣への悪影響が大きいです。</p> <p>本年からは、国・自治体とも空き家対策を本格的に取り組んでいただけるものと思いますが、さいたま市西区の現状と今後の動向、方針等をお聞かせください。</p>	<p>扇通りに面した、さしおぎ団地自治会東側における「危険な空き家」についてでございますが、西区役所くらし応援室が、平成25年6月から10月にかけて3回にわたり所有者宛てに文書にて通知を行ったところ連絡が取れ、指導を行ってまいりましたが、その後改善が見られないため、平成26年4月に環境総務課が引き継ぎました。</p> <p>環境総務課では、引き継いだ後も、くらし応援室と対応策について協議を重ねてまいりましたが、危険性の高いベランダ屋根等を近隣の安全を優先するため所有者の同意を得て、平成27年2月に、地元自治会、環境総務課及びくらし応援室が合同で撤去したものです。</p> <p>先月26日に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、勧告の対象となった空き家の土地について、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されたり、空き家の所有者等が命令に従わない場合の行政執行の規定が盛り込まれるなど、自治体が特定空家等に対して強い権限をもって対処できることとされています。</p> <p>しかし同時に、個人の財産に関する問題でもあることから、法的根拠に基づく慎重な判断が求められ、その判断の基準となる国のガイドラインが先月の法律の施行と同時に公表されました。</p> <p>現在、市ではガイドラインの内容の精査や、運用上の課題の整理を進めておりますが、このガイドラインに従い、指導、勧告、命令、行政代執行といった措置を行う場合には、建築、税、法律など、様々な視点から法的な妥当性を判断できる体制をつくる必要があります。</p> <p>こうした諸々の準備を整え、万全を期して法律の運用にあたるためには、相応の時間を要することから、当面は今までどおり市の条例に基づいて対応してまいりますが、当該空き家につきましても、今後の法律の適用も含めて適切な対処方法を検討してまいります。</p> <p>【環境局環境共生部環境総務課】</p>
10	<p>太陽ヶ丘団地の南側荒地に、数年前墓地建設計画が具体化されましたが、幸いにも実現されることなく白紙に戻り、住民一同胸を撫で下ろしたところ。団地という住宅密集地の至近距離に、住環境とは相容れない内容の建設計画申請には、断固とした行政指導を徹底していただきたい。</p>	<p>市街化調整区域の農地の転用につきましては、計画の実現性、周辺農地への影響等を総合的に勘案し、許可、不許可の判断をしているところでございます。</p> <p>現時点において当該地に対する具体的な転用計画は受け付けておりませんが、今後、相談、申請等がありました際は、農地法等の法令を遵守し関係機関と連携をとりながら、適正な審査、指導を進めてまいります。</p> <p>【農業委員会事務局農地調整課】</p>
11	<p>太陽ヶ丘団地周辺では、近年不審者による児童への声掛けや自動販売機の損壊、空き巣事案が多発しており、警察官によるパトロールに期待しているが、犯罪防止と事件解明に有効な防犯カメラの要所への設置が強く望まれる。経費のかかることではあるが、実現していただきたい。</p>	<p>本市では防犯カメラの設置につきましては、公道上に設置することになることから、沿道の住民をはじめ、通行するすべての市民が撮影されることになります。そのため、得られた画像情報を誰が管理するのか、プライバシーの侵害のおそれはないか、地域のご理解が得られるのかなど、防犯カメラの設置にあたっては、解決しなければならぬ多くの課題があると考えております。</p> <p>西区役所といたしましては、引き続き青色防犯パトロールを実施するとともに、大宮西警察署との連携を密にしながら、防犯体制の充実を図ってまいりますので、ご理解の程お願いいたします。</p> <p>【市民局市民生活部交通防犯課/西区役所区民生活部総務課】</p>
12	<p>指扇農協から指扇小学校への道路の高低差が激しく、車や歩行者が危険な状況にあります。嵩上げ等の検討をお願いいたします。</p>	<p>ご質問をいただきました指扇農協から指扇小学校までの道路(市道31949号線)における高低差につきましては、滝沼川を境に北側の部分と南側の部分に分けてご説明したいと考えます。</p> <p>まず、北側の指扇農協から滝沼川までの区間ですが、既設の道路高に対し、滝沼川の計画堤防高が高いことから高低差が生じておりますが、沿線に商店や個人宅、また私道が接続していることから、現状では道路高を上げて高低差を改善することは、難しいと考えております。</p> <p>次に、南側の滝沼川から指扇小学校までの区間ですが、遊水地側の既設長尺U字溝以外の車道及び歩道部分において、自然的な沈下による高低差が生じております。こちら側の高低差改善につきましては、車道部及び歩道部の両側U字溝を含む道路修繕工事を行う必要があると考えております。</p> <p>なお、道路修繕工事を行うに当たり、沿線の土地所有者の皆様よりスマイルロード整備申請をお出しいただけますと、年次計画に則った比較的早期における道路修繕工事が可能であると考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>【建設局北部建設事務所道路維持課】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	<p>下室来自治会は、水路上にごみ収集所を数多く設置していますが、法律上問題はないのでしょうか。</p> <p>今後、水路の暗渠化が徐々に実施されるものと考えておりますが、鉄骨製の大きなごみ収集所に代わる代替地の選定も難しく、将来を見据えてごみ収集所確保対策に乗り出す必要があると考えております。</p> <p>さいたま市では、ごみの戸別回収（ごみ出しマナーの向上やごみの減少が顕著となる）を行う計画を確認します。（実施している自治体が数多くあります）</p>	<p>ご質問の水路上のごみ集積所（ゴミステーション）の設置についてさいたま市は、許可しておりません。</p> <p>道路と水路の占用許可（工作物を置くといった行為など）については、一切その占用を許可しておりません。</p> <p>この問題については、様々な方面での論議があるようですが、道路法の第32条及び第33条の中で明文化された場合、許可できると考えます。</p> <p>現状において、設置の許可を出すことはありませんが、既設のものに対しての取締り、指導については、道路を占用しようとする物件が道路の交通又は構造に著しい支障を及ぼすことがない限り行いません。</p> <p>家庭ごみの戸別収集につきましては、まず本市は道路事情などの面から収集効率に問題が多いこと。また、ごみの戸別収集にした場合、ごみ収集車両及び人件費の大幅な増加となり、多大な必要経費が見込まれるコストの面からも難しいなどの点から、現在のところごみの戸別収集を行う予定はございません。</p> <p>なお、高齢者や障害者の方々など家庭ごみを収集所へ持ち出せない方については戸別回収を行う「ふれあい収集」をご利用いただいております。</p> <p>【建設局北部建設事務所土木管理課/環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
14	<p>さいたま市の自治会加入率は67%程度とされています。</p> <p>下室来自治会におきましては、指扇駅北口開発に伴い、マンションまたはアパート建設が急速な広がりを見せ、自治会加入率（賛助会員を除く）は40%程度に低下しています。今後も減少傾向が継続した場合、健全な自治会活動が困難になると想定されます。</p> <p>集合住宅に関しては自治会加入を拒否される世帯が大半または家主様の協力を得られないなど対応に苦慮しています。個人主義が台頭し、煩わしいことには関わりたくないが、恩恵だけは受けたいといった風潮が顕著になりつつある社会です。自治会に加入することで得られるメリットについても、地域住民の交流や防犯、防災、行事開催などといった従来からうたわれている文言を並べただけでは、理解を得がたい状態です。</p> <p>自治会は任意の団体との位置づけですが、自治会に金を助成するだけではなく、自治会員に対して平等にメリットを享受できる生活に密着した支援を要望します。</p>	<p>「自治会への支援について」お答えします。</p> <p>近年、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、自治会を取り巻く環境が大きく変貌し、自治会加入率は低下傾向にあります。</p> <p>各自治会におかれましては、自治会に加入していただくような取り組みを行うなど、御苦労をされていることは承知しております。</p> <p>平成27年度の自治会加入世帯数調査によると、自治会加入世帯が前年より増となった自治会は、市全体で246自治会、約4,000世帯あります。しかしながら、前年より減となった自治会も273自治会、約3,000世帯にのぼります。</p> <p>こうしたことから、これまでの加入を促す取組みに加え、自治会から退会しないよう自治会の魅力を高めていく必要もあると考えております。</p> <p>現在、本市では「しあわせ倍増プラン2013」に、「自治会加入促進」を位置付け、転入者には、転入時に自治会加入を呼びかける文言を印字した封筒やリーフレットを配布したり、マンション等建設事業者には、建設事務所や市内に6つある民間の指定確認検査機関を通じて、チラシを配布し、自治会加入に対する重要性を認識していただくよう協力をお願いしたりするなどして、加入促進に努めております。</p> <p>更に、平成27年度につきましては、市自治会連合会及び市内の埼玉県地建物取引業協会各支部と協力し、入居者や住宅購入者に対して自治会加入を促す三者協定の締結に向けて協議を行う予定でございます。</p> <p>御要望いただいた「メリットを享受できる生活に密着した支援」につきましては、自治会の皆さまのご意見を伺いながら、また、他都市の取組事例を参考にしながら、自治会に入りたい、続けたいと思っただけのよう、自治会活動を支援する施策について検討してまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
15	<p>二ツ宮下区内の通学道路(中華百番の所からパチンコ店「ダスカダスヨ」前の県道の間)は、道幅が狭いにもかかわらず、スピードを上げて通行する車両が多い。朝7時～9時までは左折禁止となっており、車での通行はできないはずなのだが、取り締まりがなされていないせいか抜け道として通行していく車がある。せめて通学時間帯だけでも対策を取らないと大事故につながる。</p>	<p>ご指摘の通り、昨今では、朝夕の時間帯に抜け道としてスピードをあげて通行する危険な車両が多いようです。</p> <p>ご提案の「通学時間帯だけでも対策を」について、先日、内容についてのご確認をさせていただきましたが、「通学時間帯に車両の通行を禁止して、公安委員会の交通規制により、警察署長が許可車両以外の通行を禁止する」という安全対策になります。この対策は、警察署の所管になりますので、管轄している大宮西警察署にお話をお伝えいたしました。</p> <p>また、「左折禁止になっている」という点につきましては、確認をし、大宮西警察署にお話をさせていただきます。</p> <p>安全対策につきましては、西区役所でも、できるだけ児童が安心して通行できるよう、「学童注意」や「スピード落とせ」などを道路上に標示する路面標示や立て看板の設置などでドライバーに対して注意を促し、児童の安全を図る対策を講じております。</p> <p>先日、現地を確認させていただきましたが、道路が狭い中でドライバーに与える情報が少ないように見受けられました。予算の状況を見ながら看板の設置や路面標示を実施したいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
16	<p>manifestoはどのように策定され、形になってくるのか。また、manifestoは行政の方向を示すもので区民に大きな影響を与える。それぞれの地域の特性を考えながらも、公平性を保ってほしい。</p> <p>西区区長manifesto評価書については、とてもいい制度なのでぜひ続けていただきたい。</p>	<p>区長manifestoは、一般的に言う選挙の際に掲げる政権公約とは異なり、区役所の独自予算であるまちづくり推進事業の事業内容や区役所が取り組む主な事業を広く区民にお知らせすることにより、区民との協働によるまちづくりを実現させるために各区役所が作成しているものでございます。</p> <p>西区区長manifestoは、本市の将来都市構造の基本的な考え方を示した「さいたま市総合振興計画」を基に作成しております。この計画において、西区の将来像を、「豊かな自然と歴史文化を活かすすべての人と生活にやさしい潤いあるまちづくり」と定めております。また、まちづくりのポイントとして「安全で、安心して暮らせるまちづくり」「活力あるまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「高齢者が生き生きと生活できるまちづくり」「環境と共生したまちづくり」の5つを掲げています。西区区長manifestoは、この5つのポイントに「明るい区役所づくり」を加え、6つの柱として作成させていただきました。</p> <p>特に、明るい区役所づくりにつきましては、平成27年度から新たに加えた事業で、職員の窓口対応が区役所への評価につながることから、全職員あげて取り組むことで、信頼される区役所を目指していきたいと考えております。</p> <p>会長ご指摘の地域の特性と公平性につきましては、限られた予算ではございますが、各地区のご意見やご要望をお聞きしながら、地域に偏りのない区政運営に努めてまいります。</p> <p>区長manifesto評価書につきましても、進捗状況を加味しながら、manifestoを達成できるよう、職員一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。</p> <p>【西区役所区民生活部総務課】</p>
17	<p>(1)最近二ツ宮東区は、一戸建ての空き家や、75歳以上の高齢で一人住まいの方が増えている。今現在空き家が3軒あり、近い将来介護施設に入居したり、子供の家に移り住まわれたり、亡くなる方などがあると増々空き家は増える。空き家を利用した犯罪、放火等に遭わないためにも、今のうちから持ち主と話し合い、対策を考えていただきたい。</p> <p>行政から指導等できないか。</p> <p>(2)福島からの避難者に空き家を貸し出すことは可能か。</p>	<p>(1)本市では、平成25年1月から施行された「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、適正に管理されていない空き家等の所有者等に対する助言、指導等を実施しております。</p> <p>また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が本年5月26日に完全施行になったことから、法律に基づく空き家対策についても関係する部局が連携し、検討してまいります。</p> <p>ご質問いただいた空き家については、高齢化社会の到来とともに年々増加しており、所有者により管理されていけば問題は生じませんが、管理されていない不安を抱かせる空き家もございます。こうした空き家のご相談に対して、本市では、条例に基づき指導を行っているところです。</p> <p>ご提案をいただいたこうした空き家の予備軍に対して、行政指導を行うことではございますが、所有権等の財産の問題もあり困難であると考えております。本市では、市報を活用して、所有者に対して空き家の適正な管理についてPRを行っているところです。今後も継続してPRを行ってまいります。</p> <p>西区役所では、今後もご相談をいただいた空き家に対して、条例に基づき所有者に根気強く指導してまいります。また、空家等対策の推進に関する特別措置法につきましては、環境局環境共生部環境総務課で運用の検討を進めており、西区役所でも環境局環境共生部環境総務課と連携して対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>(2)東日本大震災における当初の本市の対応としましては、避難者の方々に当時入居可能な市営住宅や国の官舎(国から借り受けた国家公務員宿舎)を提供いたしました。</p> <p>空き家は個人所有の物件になりますので、リフォームをして家賃を取って貸し出すというような制度はございません。しかしながら、国土交通省の関連機関である「移住住み替え支援機構」が、「マイホーム借り上げ制度」を通して、空き家を貸し出すことを本市全体で17件、そのうち西区で1件行っております。今後も制度の周知に努めます。</p> <p>【環境局環境共生部環境総務課／建設局建築部住宅課／西区役所くらし応援室】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
18	<p>区長マニフェストについて。 西区全体での取り組み方針が示されているが、地域ごとの特性を考慮した、具体的で重点的な取り組みや方向性を示してもらいたい。馬宮地区を盛り上げるために、自治会と連携した具体的な取り組みや方針の考慮をお願いしたい。</p>	<p>西区役所独自予算である西区まちづくり推進事業予算は、約1億7,900万円となっております。そのうち、道路や街路灯、交通安全施設などの緊急的な修繕予算が全体の約86%を占めており、その他、西区ふれあいまつりなど地域コミュニティを醸成する事業予算などで構成されています。</p> <p>道路整備や公共施設建設などの事業は、西区役所以外の他局の予算になりますので、区長マニフェストに掲載することはなく、最終ページにあるように西区内で行われる主な事業として参考に掲載させていただいているところでございます。</p> <p>このように限られた予算の範囲内で事業を実施しているわけですが、西区役所といたしましては、各地区の皆様の声をお聞きしながら、状況を把握し速やかな対応を心がけております。</p> <p>会長ご指摘の地域の取組や方針につきましては、現在、区長マニフェストには掲載しておりませんが、馬宮地区の自然や施設などを活かした事業などを実施する予定でございます。一例を申し上げますと、西来るフェスタや防災研修会、防犯のつどいの開催、LED証明灯については70基設置する予定です。また、ヒヤリハットマップは馬宮西小学校で作成し、うんどう教室はプラザ中央公園で実施する予定でございます。</p> <p>【西区役所区民生活部総務課】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
19	<p>27年度も西来るフェスタを計画すると思うが、馬宮自治会連合会との協賛などを考えていただき、地域の自治会への働きかけをしてもらいたい。</p>	<p>西来るフェスタは、先ほどの区長マニフェストにもありましたように、今年度も、荒川サイクリングロードと荒川河川敷を活用した健康づくり・スポーツ振興を図るため開催する予定でございます。</p> <p>西来るフェスタは、皆さんもご存じのとおり、自治会連合会、スポーツ振興会、青少年団体等の皆さんが実行委員会を組織し、西区役所との共催により開催しております。馬宮地区の皆さんにも、企画の段階から参加していただきまして、大変感謝しております。</p> <p>また、このイベントは健康づくりやスポーツ振興のみならず、荒川の広大な河川敷を持つ自然環境に優れた馬宮地区を区内外へPRするのに絶好の機会としてとらえております。</p> <p>会長より馬宮地区自治会連合会との協賛についてのお話がありましたが、西区役所としましても大変有難い話であり、ぜひともご協力をいただければと思います。</p> <p>【西区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
20	<p>堤防の拡幅工事並びに増強・増高が進んでいるが、西区の特徴として、富士山が眺望できる場所として荒川の堤防が最適と考える。堤防がかさ上げされる機会に、富士山を見る展望場所を設け、サイクリングなどで訪れる人の憩いの場所としてもらいたい。</p>	<p>現在、荒川の堤防整備については、国土交通省所管の工事として、下流部より工事が進められております。</p> <p>また、国土交通省関東地方整備局では、「関東の富士見百景」として、案内ガイドを作成しており、その中に荒川サイクリングロード沿いの、『荒川総合運動公園と公園通り』からの、富士山の眺望が紹介されています。</p> <p>荒川サイクリングロードにつきましては、昨年4月に本市が策定した「自転車ネットワーク整備計画」のなかで、サイクリングを楽しむための広域的なレクリエーションルートの一つとして、「今後検討する路線」として位置づけており、今年度から検討を進めております。</p> <p>あわせて、レクリエーションルート沿線でのトイレや休憩所、避難施設といった、サイクリングをサポートする施設の設置に向けた検討も進めることとしております。</p> <p>ご要望の富士山を見る展望場所の設置につきましては、サポート施設の検討の中で、眺望という視点も含めた、設置の可能性についても検討してまいります。</p> <p>【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】</p>
21	<p>少子高齢化で地域の子供が減少している。当地域は、共働きの夫婦には子供を預ける場所がなく、車がないとどこにも行けない。</p> <p>二年前にできた新しい集会所には、子供が遊ぶことのできるスペースがあり、小さい子どもを預かれるのではないかとと思う。</p> <p>そこで、そうした身近にある施設を育児所として利用したいのだが可能か。また、その場合、保育士や保健師等の資格を持った者がいなければならないか。</p> <p>子育てがしやすい地域づくりを考え、支援できる方法を自治会と一緒に考えてもらいたい。</p> <p>また、現在の協議会（支援ネットワーク）の内容がわからないため、説明をお願いしたい。</p>	<p>少子化や核家族化の増加に伴い、子育てをするうえで、解決すべき課題も数多く存在しています。本市としては、子育て支援センターや保健センター、家庭児童相談員、主任児童委員、子育て支援ネットワーク会議などを通じ、子育て支援の連携を図ることで、子育てへの不安や負担を解消するよう努めています。</p> <p>現在も、自治会の皆様には、防犯パトロールや登下校中の児童の見守りなど地域の安全・安心のため活動いただいております。住み慣れた地域で誰もが生き生きと子育てが行える環境を整えるためには、自治会の協力がますます重要になってくると考えます。</p> <p>ご質問のありました、自治会と子育て支援に関する協力体制につきましては、今後意見交換等を実施して、地域のみなさまの声を聞かせていただき、本市が進める子育て施策とともに、西区役所としても何が出来るか検討してまいりたいと考えております。</p> <p>自治会館の利用という件に関しましては、「さいたまファミリーサポートセンター」で開催しております講習会を受けていただければ、保育士等の資格が無くても、双方の合意があれば、自治会館等を利用して子供を預かる場を設けることも可能です。また、本市では、「出前出張講座」等で絵本の読み聞かせ等行っております。今後そうした支援制度を、西区役所がパイプ役となって進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>次に、「西区子育て支援ネットワーク協議会」の内容についてですが、西区役所では、地域の児童福祉及び子育て支援に関連する法人、団体及び行政機関が連携・協働することにより、「子育てしやすいまち」を創造することを目的として、平成23年度に「協議会」を設置しました。各機関が情報の共有や業務の相互支援などを通じて連携を図ることにより、児童や子育て世帯に対する総合的な支援を実施することになり、より大きな効果が期待されます。</p> <p>協議会の委員は、西区内の保育園、幼稚園、子育て支援センター、保健センター、ひまわり学園、主任児童委員等の子育て支援機関・団体が構成されています。（平成27年4月現在、31機関）</p> <p>年3回会議を開催し、子育て支援情報の共有や、子育て家庭に対する支援策の研究・研修を行っております。</p> <p>また、西区役所支援課と「西区子育て支援ネットワーク協議会」との協力のもと、平成23年度から毎年、未就学児童とその保護者を対象とした「西区子育て支援フェア」を実施しております。</p> <p>【西区役所健康福祉部支援課】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
22	<p>馬宮東小学校西側から県道に至る坂道と堤防上の道路は地元にとって重要な通行ルートであるが、堤防工事で折角新設された道路が乗用車同士のすれ違いにも徐行を要するほどに狭い。</p> <p>西側に縁石が設置されているが、これを撤去して砂利を敷いた路辺にすれば少しは改善されるのではないかと願わくば舗装部分の拡幅が望まれる。</p>	<p>ご指摘の道路は、国土交通省の管轄である堤防上の管理用道路を、本市が占有させていただき、認定道路として維持管理を行っている道路です。</p> <p>道路幅員は築堤工事以前と変わりなく4mの幅員で築堤工事前より、幾分舗装面は広がっているのですが縁石の設置により狭く感じるようです。</p> <p>縁石については、この道路が工事前は天端にあったもので、今回の築堤工事で堤防の外側になり土止めをするため設置したもので、対向については転落防止のため設置しています。</p> <p>したがって、維持管理上必要なものであるため、撤去等はいたしません。</p> <p>道路自体の拡幅については、広げてほしいといった意見と通行自体を規制してほしいといった意見が両方出ております。</p> <p>現在、皆様が利用している道路に接続する道路が馬宮東小学校の通学路に直結するため、その安全性を第一にさらに拡幅による通行量の増加などを鑑み、拡幅は考えていません。</p> <p>他にも、治水橋側の入り口ゲートについても、本来築堤上にあるゲートの開口が1.9mといった制限がありますので、現在開かれているゲートについても築堤工事後、何らかの対応を考えていかねばなりません。</p> <p>このように、ご指摘の道路については、堤防上にあるため、通常の規制以外に様々な条件があることをご理解いただきたいと思います。</p> <p>【建設局北部建設事務所土木管理課】</p>
23	<p>新川（西遊馬地内、湯沢医院西側以南）の流れが弱く、異臭が強い。</p> <p>下流から河川改修工事が実施されており、いずれこの上流部も改善される望みはあるが、本格工事まで待たされるのではなく対策を講じてほしい。</p> <p>また、上流部の改修工事予定の時期と工事規模などを具体的に明らかにしてほしい。</p>	<p>課管理である準用河川新川につきましては、今年度におきましても現地調査を行い、必要に応じて草刈・浚渫などを行い適正な維持管理及び周辺地域の環境保全に向けて対策を講じていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>新川の改修工事につきましては、鴨川合流点から土屋川合流点までを重点的に整備していくと位置づけております。</p> <p>お尋ねの要望箇所につきましては、現時点においてお示しできる計画はございませんので未定と回答させていただきます。</p> <p>【建設局北部建設事務所河川整備課／建設局土木部河川課】</p>
24	<p>西区の防災訓練について。</p> <p>これまで三回参加しているが、毎回同じ内容で緊張感が欠如している。参加者に課題を与える、講演を入れるなどして、参加者の役に立つ訓練となるよう検討していただきたい。</p>	<p>西区防災訓練は、西区災害対策本部設置訓練と避難場所運営訓練を合わせて行うもので、平成24年度から実施しており、今年度で4年目を迎えます。</p> <p>平成23年度以前は、西遊馬公園において、消火訓練や救出訓練など体験型の防災訓練を実施しておりましたが、阪神淡路大震災以降、避難場所の重要性が見直され、現在本市では全ての区で防災訓練として避難場所運営訓練を実施しているところでございます。</p> <p>この運営訓練は、自治会の皆様や施設管理者、市職員からなる避難場所運営委員会が主体となって、避難場所運営マニュアルに基づき、避難場所の設置及び各班に分かれ、班ごとの動きを確認するもので、継続して実施していく必要があると認識しております。</p> <p>また、運営訓練当日は、西区災害対策本部設置訓練も行い、避難場所との通信の確認や避難場所への物資搬入訓練を行うとともに、公民館や大宮西警察署、西消防署とも連携して実施させていただいております。</p> <p>しかし、会長さんがご指摘のとおり、緊張感が欠如しているのご意見もあることから、今後の訓練方法については、避難場所リーダー会議などを通じて訓練メニューの見直しや防災意識の更なる向上に向けた訓練となるよう検討させていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>【西区役所区民生活部総務課】</p>
25	<p>平成28年4月1日に、西遊馬高木自治会は発足50周年を迎える。先人の労に報い、地域の励みとなるため、感謝状の授与をお願いしたい。</p>	<p>自治会の皆様方には、防災や防犯、選挙、国勢調査など区役所に対し、多大なるご協力をいただいております。自治会の協力なしには区行政は成り立たないと言っても過言ではないと考えております。</p> <p>今回ご要望いただきました自治会への感謝状授与などの表彰につきましては、本市においても表彰制度があることから、西区役所が独自に行う表彰については、他の表彰制度と重ならないものとして、新たに西区表彰制度を設置してまいりたいと考えております。</p> <p>今後、表彰基準等を検討し、西区自治会連合会とも相談させていただきながら、西区独自の表彰制度を制定してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>【西区役所区民生活部総務課】</p>



平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
26	<p>自治会の地域内には6ヶ所の掲示板がある。いずれも様々な画びょうを使用して見たがうまく刺さらず、強風の時はポスターと一緒に抜けてしまう。現在はA3のクリアファイルをネジで固定し、その中に挟み込んで掲示している。</p> <p>掲示板用として良い材質か方法がある場合、検討をお願いしたい。</p> <p>台東区の掲示板は非常に良い材質を使っているようであるので、参考にしていただきたい。二軸延伸ペットという材質の良いクリアファイルならば耐久性に優れているようなので、検討して頂きたい。</p>	<p>掲示板につきましては、以前から多くの会長さん大変苦労しているとの声を伺っておりますが、市全体の予算の中で設置等を行っておりますので、現状ではベニヤ板以外のものは難しいところです。</p> <p>ただ、徐々にですが掲示板の材質を変えておまして、現在の掲示板は、厚さ 約10mmのベニヤ板のうえにプラスチック製の波板を挟み込み、表面に緑色のラバーを貼ることで、耐久性と耐水性を備えた掲示板となっております。</p> <p>設置業者に聞いたところ、プラスチックの画鋸より、金の画鋸の方が先が細く奥まで差し込めるのとことです。ただ、取るときは大変なので画鋸抜きを使用してもらうのがよいと思います。</p> <p>もし掲示板面の劣化等により掲示物が掲示できない、掲示してもすぐに剥がれてしまうといった場合には、交換しますのでコミュニティ課までご相談ください。</p> <p>台東区の掲示板やクリアファイル等、材質に関するご提案につきましては、検討させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>【西区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
27	<p>馬宮村から大宮市、さいたま市と政令市政となり、昭和26年に制定された農地法により現在も調整区域として市政の下で生活権が要求され、相変わらず農村地帯で変貌は成されていない農家住宅では生活雑排水が吸い込みで処理され、現時点では建て替えには処理水の問題が定義され、これ等を手始めに色々困惑される内容が生活者に要求されている。これ等の是正をお願いします。</p>	<p>現在、本市では、市街化区域内の未整備地区を重点的に整備しています。また、市街化調整区域における下水道整備については、自然環境や人口分布、土地利用などの地域特性を踏まえ、整備効果の高い地区を優先して整備していくこととしています。</p> <p>当該地区につきましては、下水道事業計画区域外であるため、現時点で下水道整備の予定はありませんが、合併処理浄化槽設置の関連部局と連携して、汚水処理の普及に努めてまいります。</p> <p>【建設局下水道部下水道計画課】</p>
28	<p>びん沼川の川岸には塚本町地区に桜の木(樹齢約40年、大きさ一幹のまわり約2m)138本があり、大きくなった枝が交通の妨害となっている。</p> <p>また6～7月頃には毛虫(アメリカシロヒトリ)が数多く発生して公害となっている。</p> <p>木の剪定と消毒をお願いしたい。</p> <p>※上記と同様の桜は飯田新田地区に66本植樹されている。</p>	<p>当該箇所につきましては、平成24年3月30日付けにて、水と緑の自然空間としてのよりよい河川空間の創出を図るため、河川管理者である埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県川越県土整備事務所とさいたま市(建設局長)が『びん沼川の維持管理に関する協定書』を締結しており、西区役所が建設局土木部河川課より事務委任を受けているものです。</p> <p>協定内容は、区域が本市内のびん沼川左岸とし、場所は飯田新田の船戸橋上流部から塚本町3丁目の国土交通省管理区間境までになり、桜の木は220本あり、その桜の木の倒木等の撤去、桜の木の害虫駆除を行うことが本市の役割になっております。</p> <p>桜の木の剪定は行っておりませんが、びん沼川沿いの道路の通行上の支障になっている場合は、一報いただければ西区役所にて倒木等の撤去として、下枝を除去して参ります。</p> <p>また、害虫駆除につきましては、年に1～2回実施しております。今年度は、すでに5月14日、15日に完了しております。今後も引き続き、桜の木の倒木等の撤去や桜の木の害虫駆除を実施して参りますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
29	<p>県道さいたま鴻巣線の歩道の整備について。</p> <p>当該案件は、昨年の対話集会で要望し、「河川管理者等と協議を進めていきたい」との回答を得ているが、その協議結果並びに「今後実現に向けてどのように取り組んでいただけるのか」お伺いしたい。</p>	<p>土屋川との交差部分に関する河川管理者との協議に必要な資料作成のための測量等を今年度から実施し、歩道整備の実現に向けた協議を行う予定となっております。</p> <p>【建設局北部建設事務所道路安全対策課】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
30	<p>馬宮東小学校から堤防に平行して武蔵野高校方面に向かう道路は、通学路となっているが側溝に蓋かけがなされておらず、児童が側溝に落ちる事故があったことも報告されている。 早急に蓋かけをして頂くよう要望する。</p>	<p>本市では、通行車両の荷重に耐えられる構造の側溝に布設替えをして道路整備を行っております。ご要望の古い側溝に蓋掛けを行うことは、構造上難しいのが現状でございます。なお、道路整備を行う要望制度といたしましては、幅員を4m以上に拡幅して、民有地の寄付をいただく「暮らしの道路整備事業」と寄付の伴わない「スマイルロード整備事業」がございます。</p> <p>ご質問の道路(市道44162号線)は、ご指摘のとおり、馬宮東小学校の通学路に指定されている道路であり、一部の区間において片側に古い蓋なしの側溝(U240)が布設されています。現況の道路幅員としましては、5.5～8.26mですが、民地が含まれていることにより、本市の管理している道路幅員は、1.82～5.51mとなっております。</p> <p>現状は、すでに拡幅されておりますが、当時、なんらかのお話に基づいて、所有者のご協力により民有地の一部を占用して整備されているものと考えられます。このようなことから、今後の整備手法について検討させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>【建設局北部建設事務所土木管理課／建設局北部建設事務所道路維持課／建設局北部建設事務所道路安全対策課】</p>
31	<p>交通事故防止ミラーの取り付けについて。 最近、両県道の混雑による渋滞を避けるため、ハイツ住宅内に侵入する車が多くなり、朝の学童の通学時間帯に危険と思われる場所がある。区役所で調査をお願いしたい。調査に来ていただけるようであれば私も立ち合わせていただくので、よろしくお願いしたい。</p>	<p>ご提案をいただいた交通事故防止ミラーでございますが、先日、ご多忙の中、お立会をいただきありがとうございました。</p> <p>正式には道路反射鏡と呼ばれ、カーブを描く道路や交差点における死角をなくし、見通しをよくするため、交通安全上必要な場合において、基準に照らして設置しているものです。</p> <p>ご案内いただいた交差点は、左右の見通しが悪く、さらに、ご指摘の通り、朝夕の学童の通学時間帯と重なり、渋滞を避けるため、抜け道として通る車が多くなっている状況から、道路反射鏡の必要性は高いと判断をしたところでございますので、設置に向けて進めてまいります。</p> <p>なお、隣接する居住者の出入りに対する影響も考えられますので、自治会様より隣接する方へのご説明をお願いいたします。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
32	<p>ハイツ内のU字溝の清掃について。 何年前かにバキュームカーによる清掃をやっていたのだが、部分的な清掃だった。 U字溝を跨いで浄化槽のパイプが通っている箇所があったため、バキュームカーが通れず、清掃できなかった箇所があった。そういった箇所はどのようにやっていただけるのか。 再度清掃の要求があったので、お願いしたい。</p>	<p>道路側溝清掃につきましては、区民の方や各自治会等からのご要望をいただき、その都度、現場状況を確認した上で、土砂等の堆積が見受けられれば、清掃を行っているものです。この清掃につきましては、数多くの皆様からご要望をいただいている状況でございます。限りある財源でありますので、堆積状況を調査の上実施させていただきますので、ご要望をいただいたすべての箇所を清掃できない場合もございまして、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>【建設局北部建設事務所道路維持課／西区役所くらし応援室】</p>
33	<p>内野公民館がオープンしてから1年が経過しました。駐車場について、平日、休日問わず、空いているときは、学校専用の部分を公民館利用者が使用できるようにしてほしい。 北側はバスの出入りがあることから、中央部分だけでも共有できるよう、前向きに検討してほしい。</p>	<p>内野公民館の駐車場の供用についてお答えいたします。</p> <p>内野公民館は、昨年4月にオープンし、地域の皆様のご支援、ご協力をいただきながら、公民館活動の充実に努めているところでございます。</p> <p>市内にございます公民館の駐車場につきましては、その立地・環境などありますが、平均して15台の駐車スペースを確保し運営しております。</p> <p>内野公民館の駐車場は、南側が公民館利用者用の15台、中央が総合療育センターひまわり学園用の13台とひまわり特別支援学校用の4台、北側はひまわり特別支援学校用の9台とバスの駐車スペースとなっており、全体では41台の駐車が可能となっております。</p> <p>御質問にございます、ひまわり学園用、ひまわり特別支援学校用の駐車スペースの使用につきましては、両施設ともに使用が無い土曜日・日曜日などには、公民館窓口に駐車場管理台帳を設置し、氏名やカーナンバーを記入していただき、急な移動に備えるなどの対策を行ったうえで、公民館以外の駐車スペースも使用できるよう、両施設と調整し、弾力的な運用を図ってまいります。</p> <p>なお、土・日に学校行事等もある場合がございますので、お車でお越しの際は、事前に公民館にお電話をいただき、駐車場の状況を御確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>平日の取り扱いにつきましては、学校の送迎等もあることから、総合療育センターひまわり学園・ひまわり特別支援学校・内野公民館の三者に保護者を交えて協議してまいります。</p> <p>【教育委員会 生涯学習総合センター 指扇公民館】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
34	<p>青葉公園内には砂場が設置しており、多くの子どもたちが砂遊びをしています。遊んだあとの手洗いの場所がありません。そのため、子どもたちの健康を考えて、水場の設置をお願いします。</p>	<p>公園の利用状況を確認したところ、砂場も含め多くの方々にご利用いただいている状況が確認できたため、衛生上の観点から手洗い場の設置を検討する必要性はあるものと認識しております。</p> <p>なお設置時期については、他の公園の要望を順番に対応している状況もあることから、現時点においては未定となりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>【都市局北都市計画部都市公園課】</p>
35	<p>3年ほど前に該当の側溝工事を実施していただきましたが、約28mの側溝が蓋もなく、不備となっています。道路の反対側には間口12mのゴミ収集場所があり、風が強い日等は、散らかったゴミや落ち葉が側溝に入っています。側溝の蓋かけだけでもお願いします。</p>	<p>市道40332号線における道路の側溝について、現在当該箇所は道路境界が確定しておらず、未整備区間となっております。</p> <p>以前に側溝整備要望が提出されておりますが、側溝整備のためには土地所有者の同意が必要となるため、今後、境界確定ができれば側溝整備を施工してまいります。</p> <p>【建設局北部建設事務所道路維持課】</p>
36	<p>大谷本郷線の側溝の蓋を、青葉園事務所から南の並木橋まで、修理をお願いします。</p> <p>過去には、女の子が側溝に嵌った事故も起きたことがあります。予算の関係があることは承知しておりますが、早急に対応をお願いします。</p>	<p>ご質問いただきました大谷本郷線の青葉園事務所から並木橋までにおける側溝蓋の修繕につきましては、昨年度の対話集会時におきましても同様のご質問をいただいております。延長が約600mと長いことから修繕費用が高額となりますので、年次計画をもって順次対応していく旨の回答を差し上げたところです。</p> <p>今年度におきましては、財政部局より修繕延長約150m分の予算配当を受けておりますので、現在、修繕工事発注に向けて順次進めているところです。修繕工事の着工時期につきましては、お盆明け過ぎの着工を予定しております。</p> <p>なお、来年度以降におきましても引き続き、財政部局と協議を行い、年次計画による予算配当を求めて参りますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>【建設局北部建設事務所道路維持課】</p>
37	<p>介護認定を受けている人で、車を運転するなど非常に元気な姿を見ることがあり、認定に疑問を感じることがあります。</p> <p>要介護認定の基準とその後のチェック体制について説明をお願いします。</p> <p>上記に関連して、認定後は、高齢介護課から状態の確認に行くのか、それとも連絡があってから確認に行くのか、どうなるでしょうか。</p>	<p>介護保険の認定についてお答えします。</p> <p>要介護認定の申請があった場合は、調査員がご自宅などに訪問し、麻痺の有無や寝返り、歩行等の身体機能、また、食事やトイレ、着替え等の生活機能や認知機能などについて、一人で行えるかできないか、また、介助がどの程度必要かなどを本人とその家族から聞き取り調査を行い、その結果についてコンピュータによる一次判定を行います。</p> <p>その後、一次判定の結果と一次判定に盛り込めない特記事項、主治医の意見書により二次判定を行ないます。この二次判定は保健、医療、福祉の専門家により構成された介護認定審査会で、総合的な審査を行い、要介護状態の区分を決定します。</p> <p>要介護度は、介護の必要度に応じて判定されますので、見た目は元気そうに見えても透析や人工肛門などの医療的な処置をされている方などは、見た目以上に介護度が高くなってきます。</p> <p>また、その後のチェック体制についてですが、介護認定の有効期間は通常、新規申請の場合は12か月、更新申請の場合は24か月となっておりますが、認定調査の際に本人の状態が不安定な場合は6か月となることもあります。</p> <p>これは、認定調査の際のご本人の状況によっては、短期間で心身の状態が良くなったり悪くなったり変化するケースもありますので、よりその方の状態にあった適正な認定を行うため、有効期間を短くして介護認定の更新を行うものです。</p> <p>なお、有効期間中であっても、心身の状態に変化が見られた場合には、要介護区分を変更することもできます。</p> <p>今後も、その方の心身の状態にあった適正な要介護認定を行ってまいります。</p> <p>要介護認定後は、通常はそのままとなります。有効期間中の変更は、本人からの申請によります。</p> <p>【西区役所健康福祉部高齢介護課】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
38	<p>空き家対策で成功した事例について、具体的に説明をお願いします。</p> <p>また、空き家についてどこに相談したらよいかわからない、という話を聞くことがあるため、連絡先の周知をお願いします。</p>	<p>本市では、平成25年1月に施行した「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」により、市民の皆様から、適正に管理されていない空き家に関する相談があった場合に、所有者等に対して、条例に基づく指導等を行い、改善措置を求めています。</p> <p>昨年度における、市内全域での空き家の相談は284件あり、調査中のものなどを除き、指導等により改善された事例は121件でした。</p> <p>その内の7割以上は、雑草の除去や樹木の枝おろし等に関する改善事例ですが、中には、所有者等により空き家が除却され、更地となった事例もあります。</p> <p>また、所有者等の調査として、登記簿謄本、住民票、戸籍の確認を行っておりますが、これらの情報では所有者を把握できなかったものの、周辺住民等への聞き取りにより所有者等の所在を把握し、その後の指導等により改善された事例もあります。</p> <p>西区における、成功した空き家対策の事例としましては、平成26年4月に相談をいただいたもので、対象は軽量鉄骨の倉庫でございます。大風で外壁の鉄板の一部がはがれ危険な状態になっているため、至急対処してほしいという相談でした。</p> <p>この事例では、平成25年度にも同じ場所で樹木の越境について対処してほしいと相談があり、所有者を確認した上で連絡を取り、伐採していただいた経緯ございました。</p> <p>現地を確認した上で所有者に鉄板の除去を指導し、除去後に連絡をいただける約束を取り付けました。所有者から、来週から少しずつ片付けるとの電話があったため、翌月に現地を確認したところ、建物が全て取り壊され駐車場になっていたものです。</p> <p>越境した樹木の伐採を経て、建物の破損部分の撤去依頼時に破損部分のみではなく建物そのものを取り壊していただいた、空き家問題が極めてスムーズに解決に至った事例となります。</p> <p>【環境局環境共生部環境総務課/西区役所くらし応援室】</p>
39	<p>昨年に引き続き、標記問題について要望します。平成25年1月1日に「空き家等の適正管理に関する条例」が施行されて以降、行政が一定の対応をされていますが、地域の現状は、新築家屋の増加に従い、予想以上に空き家も増加しているのが現実です。本年2月26日に「空き家対策特別措置法」が施行され、関連規定（立入、指導、勧告・命令、代執行、過料等）も同5月26日に施行されたことから、従来より、各段に対応が容易になると考えられます。よって、より有効な対応を期待します。</p> <p>現時点では大きな悪影響は出ておらず、件数も多くはありませんが、近い将来、悪影響が多発するのでは、と憂慮しています。また、空き家か否かの判別が困難で、躊躇している間に事件、事故が発生する恐れもあります。個人情報保護の関係から、隣近所に関心を持たない風潮は否めませんが、役所、警察、消防等への住民の情報は欠かせないはずであり、空き家に関しても行政に情報が届くよう広報や指導が必要です。種々の広報手段を駆使して、近い将来の防犯・防災に備えることを期待します。</p>	<p>本年5月26日に完全施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の規定が盛り込まれるなど、自治体が特定空家等に対して強い権限をもって対処できる内容となっております。</p> <p>一方で、行政代執行等の規定については、個人の財産権の制約を伴う側面があることから、まずは、助言・指導といったソフトな働きかけから始め、勧告、命令という段階を経て、慎重に行うこととされておりますので、法の趣旨に基づいた適正な運用が図れるよう、十分に検討してまいります。</p> <p>空き家問題につきましては、地域の皆様からの情報提供などのご協力は不可欠であると考えております。</p> <p>これまでも、市報やホームページなどの広報手段により、空き家の所有者等への啓発を行うなど、周知に努めてまいりましたが、今後も様々な広報手段により、市民の皆様への周知を図ってまいります。</p> <p>【環境局環境共生部環境総務課】</p>
40	<p>シティハイツには、1号棟南側及び2号棟西側に遊水池があり、9～7号棟の西側には水路があります。草刈りを行っていただいておりますが、夏になると草が繁茂し、蚊などの害虫発生の温床にもなっています。</p> <p>草刈りは年に何回実施されているのか、また、その回数を増やすことは可能なのでしょうか。</p>	<p>シティハイツ三橋自治会様よりご要望いただきました9・8・7号棟の西側を通る水路につきましては、定期路線として年1回草刈を実施しておりましたが、今年度より年2回草刈を実施する方向で業務を発注いたしました。また、2ヶ所の遊水池につきましては、来年度より定期路線化及び年2回草刈を実施する方向で検討してまいります。</p> <p>今後におきましても、草刈・清掃等の施設管理を適時進めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>【建設局北部建設事務所下水道管理課】</p>
41	<p>シティハイツ6号棟と7号棟の間の道路、文化センター通りの角から10mほどの陥没につきまして、早急な対応ありがとうございます。</p>	<p>当該路線につきましては、平成27年6月4日に現地を確認したところ、ご指摘の通り、道路陥没が見受けられました。同日、修繕を行っている請負業者に発注し、6月22日に修繕が完了いたしました。</p> <p>今後も、迅速な対応に努めてまいりますので、ご理解頂きますようよろしくお願いいたします。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
42	<p>23年8月、26年7月にも要望しましたが、回答は、拡幅や道路形態の改良は困難というものでした。信号機を時間差式に改良する、右折帯を確保する、電柱の位置をトンネル側へずらす等試してみてもはどうでしょうか。今後の計画、見通しを伺います。</p>	<p>ご質問の宮前町1201番地付近の交差点の改善につきましては、ご指摘のとおり、平成23年8月及び平成26年7月に行われた対話集会においてご要望をいただきました。その際、渋滞解消のための信号機の改善につきましては所管である大宮西警察署へ、また、交差点の改良につきましては所管である建設局土木部道路環境課にそれぞれ要望をいたしました。大宮西警察署からは、渋滞がみられず信号機を変える必要性がない、渋滞の時間帯を教えてください、建設局土木部道路環境課からは、交差点に右折帯の設置は困難であるとの回答があり、昨年、自治会様にご説明をさせていただいたところでございます。</p> <p>しかしながら、区役所では、再度のご要望を改めて大宮西警察署にお話をさせていただきましたのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
43	<p>・新築販売物件等で、敷地が狭いと理由でゴミ収集所を設置せず、道路脇で対応している事例が数件発生している。4軒以上は必ず収集所を設置するものとし、設置しない場合は建築申請を許可しない制度にしてほしい。（なお、4軒未満でも既設のゴミ収集所に余裕がない場合は、その使用グループでトラブルの原因になる。）</p> <p>・上記に関連して、地域の住民は、きれいな環境を維持したいという気持ちでいるため、地域に丸投げということではなく、何か方策を考えていただきたい。</p> <p>・自治会に入っている場合はある程度コントロールが可能だが、自治会に未加入の場合は行政が何か手立てをしてほしい。</p>	<p>建築確認申請制度は、計画建築物が建築基準法に適合しているか否かを審査し、建築基準法に適合している計画に対し確認する制度であります。</p> <p>ゴミ収集所の設置基準は、建築基準法の対象法令にありませんので、ゴミ集積所の設置の有無は、確認審査の対象外のことなので、建築基準法を改正しない限り、ご提案のゴミ集積所を設置しない場合は、建築確認を許可しないという制度にすることはできません。</p> <p>本市では、家庭ごみのごみ収集所は、利用する方々で設置及び管理等を行っていただいております。ごみ収集所の設置については、「さいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱第2条」に基づき、5戸以上の利用者を集めて、1ヶ所設けることを規定しております。</p> <p>なお、ごみ収集所の利用にあたっては、地域の皆様方で適切に管理し、常に清潔に保ち周辺的生活環境に損なわないよう努めて頂くようご理解とご協力をお願い申し上げます。</p> <p>【建設局北部建設事務所建築審査課/環境局環境共生部廃棄物対策課】</p>
44	<p>県道大谷本郷さいたま線（宮前町852～816番地）における豪雨冠水の解消については、2～3年来くらし応援室及び河川整備課に対し、その都度通報し、また改良工事の実施を要請していますが、その間一度だけ交差する道路下に側溝を施しただけで、抜本的な解決をみないまま今日に至っています。宮前川の整備が進まないためとのことですが、了解の難しい回答と思われまます。この件に関しまして、見解を伺います。</p>	<p>普通河川宮前川支川については、用地買収が完了していないことから、これまで木柵を設置するなどの補修工事を行ってまいりましたが、昨年度改修工事に向けた設計を行い、今年度より暫定型ではありますが、工事に着手してまいりたいと考えております。</p> <p>県道大谷本郷さいたま線及び市道31095号線における豪雨時の道路冠水の解消について、交差点部西側に横断側溝の布設及び管渠経路の見直し工事を施工しましたが、現在根本的な改善には至っておりません。</p> <p>今後、道路冠水解消のためには河川への接続管の工事が必要となりますが、下流の河川改修について河川整備課に確認したところ、宮前川改修工事は一部未買収箇所があるものの、今年度は下流側（宮前IC側）、また、来年度は今回案件箇所を整備する計画であるとのこと。接続管の工事については改修後の河川の断面及び高さにあわせる必要があるため、宮前川の整備の進捗を確認しながら道路冠水の解消を進めてまいります。</p> <p>【建設局北部建設事務所河川整備課/建設局北部建設事務所道路維持課】</p>
45	<p>市道側溝において土砂の堆積などによる流れの悪化が見受けられる。</p> <p>蚊が発生し、デング熱の発生も危惧される。市で、消毒、清掃等を実施してもらえるのか。</p> <p>また、5月31日の読売新聞の記事によれば、国が自治体向けの予防指針や手引書を作成しているようだが、西区の対応はどのようにしているのか、伺う。</p>	<p>道路側溝清掃につきましては、区民の方や各自治会等からのご要望をいただき、その都度、現場状況を確認した上で、土砂等の堆積が10cm程度見受けられれば、清掃を行っております。宮前町二丁目内で具体的な場所を教えてください、現場確認の上、対応させていただきます。</p> <p>ご指摘の『さいたま市によるきめ細かいチェック体制等の対策』でございますが、過去の実績を基に現場確認等を行い、堆積状況により清掃を実施しているところでございます。しかしながら、すべての路線を定期的な調査をすることは財源的にも難しい状況もございますので、引き続き、側溝清掃の要望箇所を連絡いただければ速やかに調査し、堆積状況により側溝清掃を実施してまいりますので、何卒、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>デング熱対策は、保健福祉局保健所が所管となります。今後、区民、市民向けに、デング熱を媒介する蚊の発生を防ぐための対策をご案内することになると思われまます。</p> <p>【建設局北部建設事務所道路維持課/西区役所くらし応援室】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
46	<p>建築確認申請の際、業者に自治会加入について案内してもらえると非常にありがたい。</p>	<p>現在、本市では「しあわせ倍増プラン2013」に、「自治会加入促進」を位置付け、転入者には、転入時に自治会加入を呼びかける文言を印字した封筒やリーフレットを配布したり、マンション等建設事業者には、建設事務所や市内に6つある民間の指定確認検査機関を通じて、チラシを配布し、自治会加入に対する重要性を認識していただくよう協力をお願いしたりするなどして、加入促進に努めております。</p> <p>更に、平成27年度につきましては、市自治会連合会及び市内の埼玉県宅地建物取引業協会各支部と協力し、入居者や住宅購入者に対して自治会加入を促す三者協定の締結に向けて協議を行う予定でございます。</p> <p>【西区役所区民生活部コミュニティ課】</p>